**大阪府森林作業道作設指針**

令和７年４月

大阪府 みどり推進室 森づくり課

目　　次

第１　趣旨　　…………………………………………………… 1

　　　　１　指針の目的 ………………………………………… 1

　　　　２　森林作業道 ………………………………………… 1

第２　路網計画 ………………………………………………… 1

　　　　１　計画 ………………………………………… 1

　　　　２　幅員 ………………………………………… 2

　　　　３　縦断勾配 ………………………………………… 2

　　　　４　排水計画 ………………………………………… 3

第３　施工 …………………………………………………… 3

　　　　１　切土 ………………………………………… 3

　　　　２　盛土 ………………………………………… 4

　　　　３　曲線部 ………………………………………… 4

　　　　４　簡易構造物等 ……………………………………… 4

　　　　５　排水施設 ………………………………………… 5

　　　　６　伐開 ………………………………………… 5

第４　周辺環境への配慮 ……………………………………… 6

第５　管理 …………………………………………………… 6

（参 考） …………………………………………………… 6

第１　趣旨

１　指針の目的

この指針は、最適な林内路網の整備を促進することにより、森林整備の推進に資することを目的として、森林作業道を作設する上で考慮すべき基本的な事項を目安として示したものである。

　　なお、森林作業道を作設する者（以下「事業主体」という。）は、本指針によるほか、森林作業道の作設に当たり重要な因子となるそれぞれの地域の地形、地質、土質、気象条件等を十分踏まえ、創意工夫により安全で壊れにくい森林作業道を作設し維持管理に努めるものとする。この指針によるほか、近傍の施行事例を参考とするとともに、地域において作設作業に十分な経験を有する者から技術的な指導を受けることが望ましい。

　　この指針の内容については、作設技術者、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の森林作業道の作設に係わる関係者が熟知すべきものである。

　　また、今後、地域における取り組みを通じて新たな技術的な知見の蓄積も期待されることから、これらの知見の普及を図るため、この指針についても必要な検討を重ねながら随時見直ししていくものとする。

２　森林作業道

　　森林作業道とは、間伐等による木材の集材・搬出及び主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。森林作業道は目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な箇所に作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設する必要がある。また、周辺林地の保全に配慮しなければならない。　特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林、保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

　　このほか、大阪府としての基本的な考え方は以下のとおりである。なお、各事項の詳細については第２以降に記載する。

（１）路体については堅固に締め固めた土構造によることを基本とする。

（２）線形については、土工量の抑制及び分散排水により路面侵食や土砂の流出等を防止するため地形に沿わせた屈曲線形及び波形勾配とする。なお、地形、地質、土質、気象条件、地表水の局所的な流入などの水系、地盤の深さなどの地下構造等について、資料及び現地踏査により確認し、無理のない線形とする。

（３）林道又は公道との接続地点及び地形を考慮した接続方法を適切に決定するものとする。

（４）作設箇所については、原則として35°未満とし、人家、施設、水源地等の保全対象が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定するものとする。なお、以下の点に留意するものとする。

① 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破砕帯など一般的に崩壊しやすい箇所を通過しなければならない場合は、通過する区間を極力短くするものとする。

② 渓流沿いからは離し、濁水や土砂が渓流へ直接流れ込まないようにするものとする。

（５）作設箇所について、やむを得ず傾斜35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は渓流沿いの箇所を通過する場合は、地形、地質、土質、気象条件、保全対象等との位置関係等の条件から適切な構造物の設置を計画するものとする。ただし、当該構造物の設置により経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤーダ等の組合せによる架線集材を行うものとする。

（６）幅員の拡大、ヘアピンカーブの設置等により、潰れ地の規模が拡大するため、森林施業の効率化だけではなく小規模森林所有者への影響にも配慮するものとする。

（７）路線については、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等の種類、組合せ等に適合し、森林内での作業の効率性を高めるとともに、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置するものとする。

（８）造材、積込み、造林資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の作業を安全かつ効率的に行うための土場等の平地や空間を適切に配置するものとする。

（９）希少な野生生物の生育又は生息が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。

（１０）間伐等の森林施業や森林作業道の作設に当たって森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づく許可や届出（※）が必要となる場合がある。また、工事区域に保安林や砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、自然公園、埋蔵文化財包蔵地文化財等がある場合は、関係法令等に照らして実施可能であるかどうかを検討し、作設を決定した場合には事前に所要の手続きをとらなければならない。

森林作業道の作設を円滑に実施するため、事業実施者は、あらかじめ都道府県や市町村の林務担当部局等に問い合わせ、必要な手続を確認するものとする。

※許可や届出の例

・ 林地開発許可（法第 10 条の２）

・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の８）

・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第１項）

・ 保安林における作業許可（法第 34 条第２項）

第２　個別の留意事項

１　傾斜に応じた幅員と作業システム

　森林作業道は、作設箇所の森林環境の保全をはじめ、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図るなどの観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画する必要がある。幅員及び作業システムに最も影響を与えるのは、林地の傾斜であることから、傾斜が急峻な本府においては、基本的に小型の林業機械（2トン積みトラックを含む。）を使った作業システムを標準とし、幅員は２.５ｍを基本とし、以下傾斜区分ごとに規格・構造の考え方を示す。その他、必要に応じて曲線部の拡幅、待避所として必要最低限の余幅を設ける事ができる。

（１）緩傾斜地（25°以下）

　　　比較的傾斜が緩やかであるため、切土又は盛土の移動土量を抑え、土構造を基本とする。

木材生産の効率性を考慮し、当該作業を行う区間に限って幅員が３.０ｍまでの森林作業道を作設することができる。林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕（０．５ｍ程度）を付加することができる。

（２）中傾斜地（25°～30°）

中～急傾斜地であるため、切土又は盛土による移動土量がやや大きくなる。

林業機械等を用いた伐採、集材、造材等の作業の安全性及び作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って必要最小限の延長に限り幅員が３.０ｍまでの森林作業道を設置することができる。

（３）急傾斜地（35°以上）

急傾斜地であるため、路線計画の見直し等を検討する。やむを得ない場合には最小限の開設延長とし、必要に応じて丸太組等の構造物の設置を計画するものとする。また、地形・地質条件等から土砂掘削による林地への影響を極力抑える必要がある場合は、通行車両の安全を確保しつつ、幅員を２.０ｍまで縮小することができることとする。

２　縦断勾配

（１）縦断勾配の基本

　　　縦断勾配については、集材又は苗木の運搬作業を行う林業機械等が木材等を積載し、安全に上り走行及び下り走行ができるとともに、波形勾配による分散排水が行えることを基本として計画する。

　　　このため、集材または苗木等の運搬作業を行う林業機械等の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、勾配が急になるほど波形勾配を設けにくく路面侵食も起きやすくなること等を考慮して計画するものとする。

縦断勾配、地形、地質、土質、気象条件等から、路面侵食の発生、林業機械等の走行に危険が予想される場合は、コンクリート路面工等を施すとともに、周辺が水分を含むと滑りやすい粘土質の赤土等である場合又はコケ等の付着、積雪寒冷地における路面の凍結等が予想される場合は、コンクリート路面工等の表面に箒掃きによる滑止めを施すなどの工夫をするものとする。

（２）縦断勾配設定における留意事項

縦断勾配については、岩や良く締まった礫質土であるなど現地条件が良い場合にあっては概ね 10°（18％）以下とし、土地の制約等からやむを得ない場合にあっては短区間に限り概ね 14°（25％）程度とし、敷砂利等の簡易な路盤工により侵食を抑えるものとする。

他方、火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の土質、崖すい地帯など現地条件が悪い場合には、路面等の侵食、路体崩壊の発生防止及び走行の安全性を考慮して、縦断勾配を上記より緩勾配とする。

また、２トン積トラックの走行を想定する森林作業道においては、自動車は林業機械に比べて走行速度が速いこと、制動距離が長いこと等を考慮し、走行の安全性の観点から縦断勾配を緩勾配とする。

なお、森林施業を行う区域内のみでは、路面侵食の防止措置を要する区間が長くなる、２トン積トラックの安全な走行が確保できなくなる等の場合には、縦断勾配を緩勾配とするため、当該地域に隣接する森林の所有者等との調整を行った上で経由区間を設けるよう努めるものとする。

（３）曲線部及び曲線部の前後の区間の縦断勾配

　　　急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けるものとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなどの通行の安全を確保するものとする。また、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の走行の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

ただし、地形、地質、土質、気象条件からそのような組み合わせを確保できない場合は、作業員の走行の安全を確保するため、当該箇所での減速を義務付ける等、運転者の注意を喚起するものとする。

３　排水施設

　　森林作業道を安定した状態で維持し、継続的に利用できるようにするためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

土構造を基本とする森林作業道では、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波状勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。ただし、これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した排水施設を設置するものとする。

　このほか、以下の点に留意するものとする。

（１）排水施設については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無などを考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。

（２）横断排水施設やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や上水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した場所がない場所では、側溝等により導水するものとする。

（３）排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開きょとする。

（４）小渓流の横断については、原則として洗い越し施工とし、丸太や岩石、コンクリートを用いるものとする。洗い越しについては、路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。

（５）洗い越しの上流部及び下流部に流速を抑えるための水溜を設けるダム工については、渦や落差による侵食を引き起こさないように留意しながら、現場の状況、施工地の降雨量及び降雨特性等を勘案の上、設置するものとする。

（６）丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。

（７）曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。

（８）地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で適切な形状および間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。

（９）コンクリート路面工等を設ける場合は、地山とコンクリート路面工等の境界における侵食と路面水の長い区間の流下を避けるため、横断排水施設を設置するものとする。

（１０）横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。

（１１）水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や、植生マット等による盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

４　切土・盛土

　森林作業道は、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

　締固めの効果は、

・　荷重が載ったときの沈下を少なくすること

・　雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと

・　土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

（１）　切土

　　　切土工の施工にあたっては、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行うものとする。

　　　切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に１.５ｍを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し１.５ｍ程度以内に抑えるよう努め、なおかつ高い切土が連続しないよう注意する。

切土のり面の勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が１.２ｍ程度以内であるときは、直切が可能な場合もあり、土質や近傍の現場の状況を踏まえて検討するものとする。

崖すいでは切土高が１ｍでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断するものとする。

（２）　盛土

盛土の施工にあたっては、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、森林作業道の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう次の点に留意して適切に施工するものとする。

① 盛土材料には、表土や根株等を含めず、心土を使用する。この場合、心土の土質が均一になるようする。

② 表土は、盛土のり面部分に使用し、現植生や埋蔵種子による植生の発生を促すものとする。また、根株は水叩きやのり面保護等に有効活用することが望ましい。

③ 締固めは、堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに３０ｃｍ程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、地山の土質に応じて以下のとおり施工するものとする

　　　ア　よく締まった緊結度の高い土砂の場合

　　　　　施行中に建設機械のクローラ等が沈みにくい緊結度の高い土砂では、盛土部分の地山を段切りして基盤を作った上で、盛土材料を均一にした後、盛土を行うものとする。

　　　イ　緊結度の低い土砂の場合

　　　　　施行中に建設機械のクローラ等が沈下し、ぬかるみ（泥濘化）やすい緊結度の低い土砂では、盛土部分と地山を区分せず、路体全体について盛土を行い締め固めること等により路体の安定を図るものとする。

④ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分より緩い勾配とする。

なお、急傾斜地では、堅固な地盤の上にのり止めとして丸太組工、ふとんかごや２次製品を設置すること、石積み工法等を採用すること等を行い、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築するものとする。

⑤ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うこと、構造物を設置すること等を行い、路体に十分な強度を持たせるようにするものとする。

⑥ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、３に留意して排水施設を設置するものとする。

⑦ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。また、カーブの外側に枝線を出し作業スペースとしつつ、盛土の土量調整を行う事も有効である。

３　曲線部

　　林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕をを考慮して曲線部の拡幅を確保する。

４　構造物等

　　森林作業道は、土構造を基本としているが、急傾斜地や破砕帯の通過など、林業機械等の走行における安全確保の観点や地形・地質、土質の条件、幅員の制約等から構造物を設置する場合は、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物、コンクリート構造物、鋼製構造物等の中から、必要な機能を有する工種及び工法を選定する。

（１）流入水や地下水の影響による軟弱地盤の箇所を通過する必要がある場合は、水抜き処理、側溝の設置等の実施について検討する。

（２）森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する必要がある場合は、必要な路面支持力の確保や路面侵食等を防止するため、砕石を施すなどの対策をとることを検討する。

火山灰土など、一度掘り起こすと締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせる等の工夫を施すことを検討する。

（３）２トン積トラックなど接地圧の高い車両が走行する場合には、路面支持力が得られるよう特に強固に締固めを行うとともに、必要に応じて荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工の実施について検討する。

５　排水施設

　　森林作業道は、路面の横断勾配を水平として、縦断勾配を可能な限り緩くして波形勾配を利用した分散排水を行うことを基本とし、必要に応じて簡易な排水施設を設置する。

このほか、次の点に留意する。

（１）排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

（２）排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開きょとする。

（３）丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

（４）路面にコンクリート路面工などを設ける場合は、山側の地山とコンクリート路面工等の境界からの地中への浸透水、地表面の侵食の発生、路面水の長い区間の流などが生じないように横断排水施設を設置する等による適切な排水を行う。

（５）横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石、根株で水たたきを設置したり、植生マットで覆うなどの処理を行う。

（６）水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太などによる路肩侵食保護工や植生マット等で盛土のり面の保護措置をとる。

（７）湧水又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、側溝などでその場で処理することを原則とする。

（８）小渓流等の横断には、原則として暗きょではなく洗い越しを施工する。

　　　洗い越しを施工する場合は、丸太や岩石を活用し、必要に応じてコンクリートを用いる。

洗い越しは、路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。

通水面は、水が薄く流れるように設計し、一か所に流水が集中し流速が高まらないようにすることにより洗い越しの侵食を防止する。

（９）洗い越しの上流部・下流部に流速を抑えるための水溜めを設けるダム工は、渦や落差による侵食を引き起こすおそれがないよう留意しながら、現場の状況、施工地の降雨量や降雨特性を勘案の上、設置する。

６　伐開

　立木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう次の点に留意して決定する。

（１）斜面の方向、気象条件等の考慮

① 路面の乾燥又は植生の繁殖を促す必要のある個所では、伐開幅を広めにする検討を行う。

② 植生が繁茂しやすく除草作業を頻繁に行う必要がある箇所、立木に風害、乾燥買いを招く恐れがある箇所では、伐開幅を狭めにする検討を行う。

③ 林縁木の枝から滴下する雨滴により、路面又はのり面の侵食が発生しやすい箇所は、伐開幅を広めにする検討を行う。

（２）土質条件および風衝の考慮

① 締まった土砂又は粘着性の高い土質の箇所は崩れにくいことから、切土高が低い場合には、伐開幅を狭めにする検討を行う。

② 崖すい等粘着性の低い土質の箇所は、切土高にかかわらず崩れやすいことから、立木が切土のり頭に残らないよう伐開幅を広めにする検討を行う。

③ 風衝の影響を受ける箇所は切土のり頭の立木が風で揺れることにより、土質条件にかかわらず切土のり頭部の地盤を緩める原因となりやすいことから、立木が残らないよう伐開幅を広めにする検討を行う。

（３）運転者の視線誘導等の考慮

路線谷側に沿った立木は、路肩部分を保護し、林業機械等運転者の視線を誘導し、走行上の安心感を与えるなどの効果が期待できることから、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存することを検討する。（４）土工作業の進行状況に応じた先行伐採を行い、線形の変更に柔軟に対応できるよう大きく先行した伐開を避け、支障木伐採の無駄や周辺林地への影響を最小限にする。

第４　周辺環境への配慮

　森林作業道は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が存在する場合には、その直上では極力作設しない。

事業主体は、森林作業道の作設工事中及び森林施業の実施中は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じなければならない。

　また、事業実施中に希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、必要な対策を検討する。

第５　管理

　森林作業道は、原則として事業主体が管理者となって路体の維持管理を行うものとする。

管理者は、森林作業道の通行の安全を確保するために必要な措置をとるほか、必要に応じて一般の車両の進入を禁止するなど適正に管理をするよう努める。

また、間伐や主伐の作業期間のほか、造林や保育の作業期間等においても利用頻度及び車両の走行性を勘案しつつ、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の侵食防止措置などの維持管理に努める。

　なお、事業主体が補助事業等により実施した森林作業道にあっては、台帳の整備など補助事業等で定められた事項を遵守すること。

（参考）

○　丸太組工

　丸太組工は、丸太組により路体支持力を維持するものであり、現地資材を有効に活用できるほか、施工から数十年経過した事例もある。

　この工法を採択する場合には、作設時の強固な締め固めが必要なことに加え、路体支持力を維持していくため、丸太を埋設するなどして腐朽を抑えるための工夫を行う。また、丸太が腐朽した場合には、丸太を補強したり砂利を補給するなど、丸太の腐朽を補う維持管理が重要である。

　なお、林地の傾斜や、通行する車両の重量や交通量に応じて、丸太組工に代わるものとしてふとんかごなどの設置も検討する必要がある。

○　表土、根株を用いる盛土のり面保護工

　根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護を目的として利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して判断する必要がある。

　この工法を採択する場合は、集材方法を考慮し、路肩上部の根株が集材・運材作業の支障とならないように留意することが求められる。

　なお、根株やはぎ取り表土は、路体構造として車両の荷重を支えるものではなく、あくまで土羽工の一部と位置づけられものである。これについて工法本来の趣旨を誤解、逸脱した施工事例が多く見られることから注意が必要である。

　また、根株や枝条残材などの有機物を盛土路体に完全に埋設して路体を構築することは、盛土崩壊を引き起こしたり路体支持力を損なうおそれがあるため行わない。